

Ⅱ 基本食事サービス費の廃止に伴う介護報酬の見直し

- 介護保険法等の一部を改正する法律案により、従来の基本食事サービス費は廃止することとしているが、栄養管理は引き続き保険給付の対象となる。
- その際、栄養管理の評価を行うに当たっては、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養管理を評価することが考えられるがどうか。

1. 現行の基本食事サービス費の構造

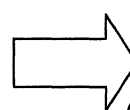
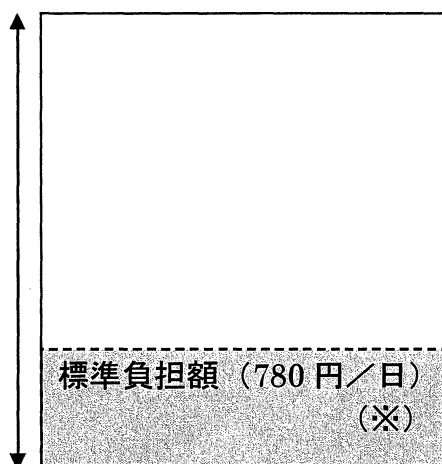
- 現行、介護保険施設が行う食事の提供については、介護報酬上、基本食事サービス費として、1日につき2,120円の評価を行っているところである。
- 今般、介護保険法等の一部を改正する法律案により、従来の基本食事サービス費を廃止し、
 - ① 食材料費及び調理コストは利用者負担に、
 - ② 栄養管理については、評価の在り方を見直しつつ、保険給付の対象にすることとしている。

(参考)

基本食事サービス費

2,120円/日

調理
食材料
栄養管理 等



廃止

(ただし、栄養管理については別途評価)

※低所得者の場合

市町村民税世帯非課税者等 (500円/日)

老齢福祉年金受給者等 (300円/日)

2. 栄養管理の評価について

(1) 要介護状態にある高齢者の栄養状態

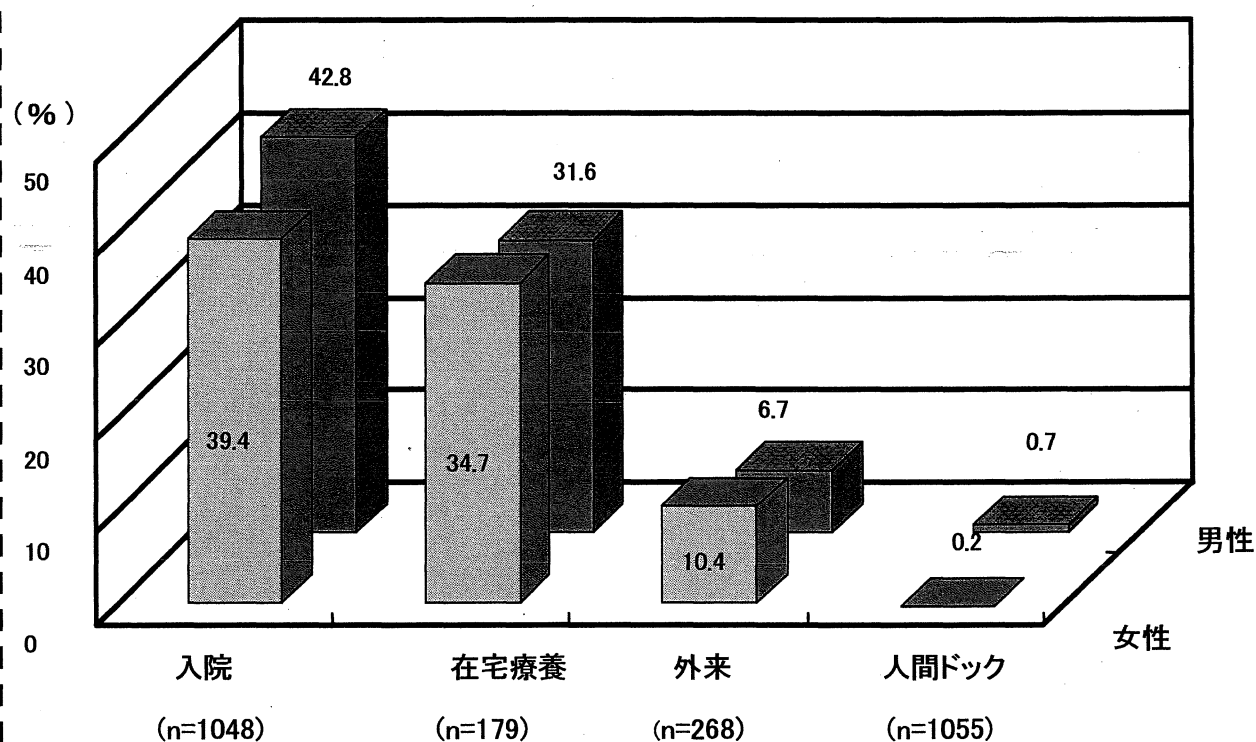
厚生省老人保健事業推進等補助金研究「高齢者の栄養管理サービスに関する研究報告書」(1996-1999)等によると、要介護状態にある高齢者には、低栄養状態が高い割合でみられることが明らかになっている。

(参考)高齢者施設における低栄養の状況について

○ 低栄養状態の定義

人が生命を維持し生活活動を営むには、生存するのに重要なたんぱく質と活動するためのエネルギーの補給が生涯にわたって行われなければならないが、このたんぱく質とエネルギーの欠乏した状態がたんぱく質・エネルギー低栄養状態である。

○ 高齢者の低栄養状態の現状



(2) 介護保険施設における栄養管理の現状と課題

- ①介護保険施設では、個々の入所者等の栄養状態の把握が不十分なまま、健康な人の必要栄養量の基準を一律に適用した食事が提供されがちであるなど、入所者等の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケアに取り組むといった「栄養ケア・マネジメント」が十分に行われてこなかった。
- ②また、管理栄養士等の業務内容は、給食管理業務（情報収集、計画、在庫管理、調理、文章作成等）が全体の6割を占め、栄養ケア業務（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画の作成等）は3割程度という実態も指摘されている（出典：病棟における栄養ケア・マネジメント業務に関する研究 2003年 杉山ら）。

(3) 栄養管理の評価の在り方

①「栄養ケア・マネジメント」について

- 高齢者の低栄養状態等の予防・改善を図ることは、要介護状態の予防及び重度化防止に寄与するものである。今後の介護保険施設における栄養管理は、以下に示すような「栄養ケア・マネジメント」の手順に沿って実施されるべきではないか。また、そのような栄養ケアを行った施設を評価すべきではないか。